

鳥取県告示第426号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

新井B地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市国府町新井字石船ノ下186-5	1号
鳥取市国府町新井字石船ノ下185-2	2号
鳥取市国府町新井字家ノ奥368	3号
鳥取市国府町新井字ネジ山362	4号
鳥取市国府町新井字岡土居218-2	5号
鳥取市国府町新井字中土居169	6号